

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の別表の規定に基づき任期を定めて雇用されている者の任期の末日は、なお従前の例による。</p>					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(同 左)					
医学部附属病院	全診療科 中央診療センター 薬剤部 医療情報企画部 地域ネットワーク医療部 医療安全管理部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬業務センター 臨床研究総合センター	准教授 講師 助教	5年	可		医学部附属病院	全診療科 中央診療センター 薬剤部 医療情報企画部 地域ネットワーク医療部 医療安全管理部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬センター 臨床研究総合センター	准教授 講師 助教	5年	可	
(略)						(同 左)					
(後 略)											